

平成 2 9 年 第 1 3 回 ( 1 2 月 )

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年12月8日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時58分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家	信弘	横川	信友
賀部	正直	菊	啓治
堤	久英	太田	克弘
井上	幸子	高橋	初美
後藤	進	重吉	信之
若山	清敏	末棟	洋一
高原	孝幸	守口	正典

欠席委員の氏名 なし

農地利用最適化推進委員 井上 福美、堤 實

4. 付議事項

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第23号 農地の賃借料情報の公表について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 石丸 貴之、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、事務局長の赤尾が議会本会議のため欠席となっております。</p> <p>それと、今回の法改正により設置された農地利用最適化推進委員の井上福美さんと堤實さんにも今回出席していただいております。</p> <p>それでは、ただ今より平成29年第13回(12月)総会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして奥家会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
奥家会長	<p>皆さんおはようございます。ここ何日かは大変寒くなりました。皆様方にはお忙しい中お集まりいただき有難うございます。それでは、ただいまから平成29年第13回(12月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に</p>

事務局	<p>は高橋委員、重吉委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 田 286㎡  譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 Y. M  譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 F. S  転用理由：一般住宅 木造平屋建 建築面積110.13㎡  （その他議案内容朗読及びP2からP8説明）</p> <p>平成29年9月に県より農振除外の許可が下りている案件です。農地区分については、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ10ha未満の農地であることから第2種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の横川委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
横川委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、Yさんも近年農地を手放されています。今回の農地につきましては、排水についても合併処理浄化槽で処理することですので、問題ないと思われまます。</p>
奥家会長	<p>横川委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、議案第22号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
奥家会長	<p>それでは、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」は承認することと決めます。</p> <p>つづいて「議案第23号 農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。(P9議案朗読)</p> <p>この案件は、農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供するため、平成29年1月から11月までに締結された賃貸借における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告、1月号広報及び町ホームページへの掲載を予定しています。</p> <p>(公告内容、広報掲載文を資料に沿って朗読)</p> <p>なお、今後荒廃農地になった場合には国の方針として農地の宅地並み課税等も考えられます。</p>

<p>奥家会長</p>	<p>以上、よろしくご審議願います。 事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>若山委員 事務局</p>	<p>荒廃農地の宅地並み課税とはどういうことか？ 毎年荒廃農地調査というのがありまして、荒廃農地の指導・解消等を行っても実施しない場合は税務課と協議を行い、農地を宅地並みに課税するという事です。</p>
<p>若山委員 事務局</p>	<p>一度荒廃農地となった場合、解消されないのか？ 一度荒廃農地で登録された場合は、その後利用権等で作付等をして荒廃農地台帳の荒廃農地解消田として登録をされます。</p>
<p>重吉委員 事務局</p>	<p>畑も対象なのか？ 国の方針は農地なので、畑も対象となります。</p>
<p>奥家会長 事務局</p>	<p>休耕田の取扱はどうなるのか？ 不作付農地は荒廃農地とはなりません。</p>
<p>奥家会長</p>	<p>他に何かありませんか？</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>それでは、議案 2 3 号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>では、議案第 2 3 号については承認することとし、本日付けにて公告するとともに、1 月号広報及び町のホームページにも掲載することとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より農業委員手帳を配布しますのでご活用ください。</p>
<p>各委員</p>	<p>(各地区内での情報交換)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、1 月 1 0 日 (水) 1 0 : 0 0 からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>それでは、これもちまして平成 2 9 年第 1 3 回 (1 2 月) 総会を閉会いたします。皆様、良い年をお迎え下さい。お疲れ様でした。</p>
<p>奥家会長</p>	<p>1 0 時 5 8 分 閉会</p>